

文部科学省説明資料



平成28年10月31日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文教施設におけるコンセッション事業の具体化目標に向けた今後の取組

「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、文教施設(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設)については、「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に、3件のコンセッション事業の具体化を目標」とされた。

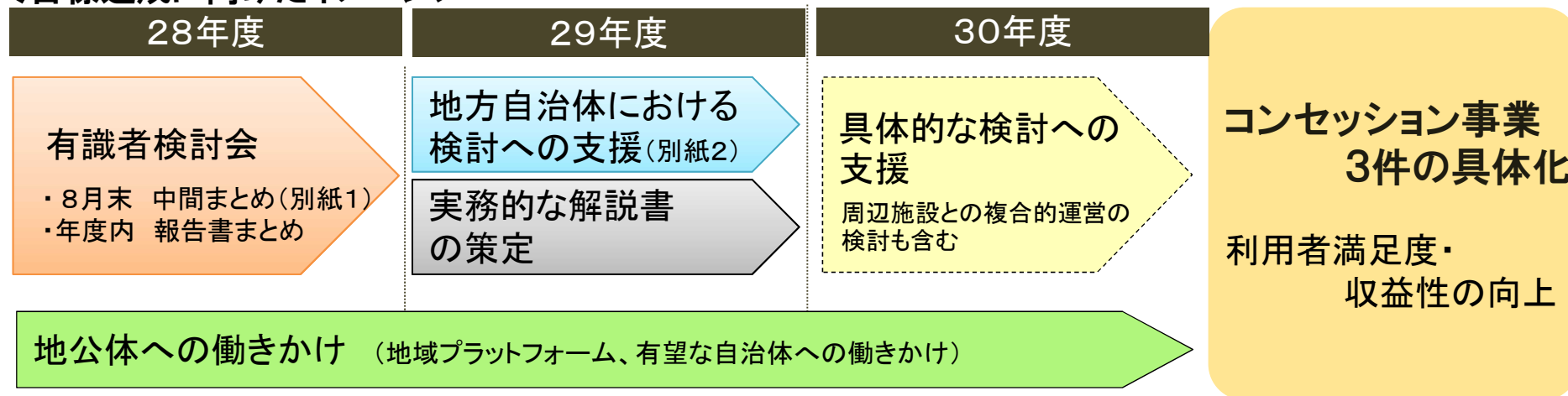
【日本再興戦略2016】(抜粋)

文教施設(スポーツ施設・社会教育施設・文化施設)(本年度から2018年度までの3年間で3件の公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の具体化)や公営住宅(本年度から2018年度までの3年間で6件の「PPP/PFI推進アクションプラン」における3類型※の事業の具体化)を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

・案件形成に当たっては、施設単体の公共施設等運営権方式活用の検討にとどまらず、複数施設等を対象にした複合的・一体的な同方式活用を検討する。特に、都市部の文教施設については、周辺の他施設も包含した複合的運営を検討する仕組みを導入する。

・文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。

<目標達成に向けたイメージ>



<地域プラットフォームへの参加状況>

- 中間まとめ公表後開催された官民連携推進事業セミナー(近畿、九州・沖縄)において資料説明をし、地方ブロックコアメンバー会議(近畿、九州・沖縄)においても資料説明を行い、産官学金に対し情報提供を実施。(関東ブロック、四国ブロックは資料配付。)
- 今後開催予定の中部ブロックでも情報提供を行う予定。

<実務的な解説書の策定>

- 有識者検討会の報告書まとめも踏まえ、コンセッション事業実施の準備支援のための実務的な解説書を専門家の協力を得つつ策定予定。

文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における 公共施設等運営権制度の可能性と導入に関する論点整理（中間まとめ）

公共施設等運営権制度とは？

→ **利用料金の徴収を行う公共施設**について、**施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を切り出し**、民間事業者に運営権を設定する制度。民間事業者が運営・維持管理を行い、**利用料金を自らの収入として収受**するもの。

【報告書の目的】

- ・公共施設等運営権制度を活用した事業（以下「コンセッション事業」という。）の具体化目標がPPP/PFIアクションプランで決定（平成30年度までに3件）
- ・民間のノウハウを最大限活かした経営への変革、賑わいのある地域への**変革の機会**として有効。
- ・一方、地方公共団体によるコンセッション事業の導入事例はなく、知識やノウハウが乏しい。
- ・制度のメリットや導入に当たっての論点等を示し、コンセッション事業の導入促進を図る。

第1章 背景

1. 文教施設の現状

- ・生涯学習やスポーツ、文化の振興の他、地域コミュニティの拠点など多面的な役割
- ・指定管理者制度が1/4の施設で導入される中、
 - ①指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難、②低価格競争になりがち、等の課題

2. 公共施設等運営権制度について

- ・平成23年のPFI法改正により公共施設等運営権制度が新しく導入されたが、文教施設については地方公共団体による導入事例はない。

導入促進のためには、

✓制度の正しい知識の普及 ✓最大限の成果を出すために**検討すべき論点を整理**することが必要

第2章 文教施設における公共施設等運営権制度の導入について

1. 公共施設等運営権制度の特徴について

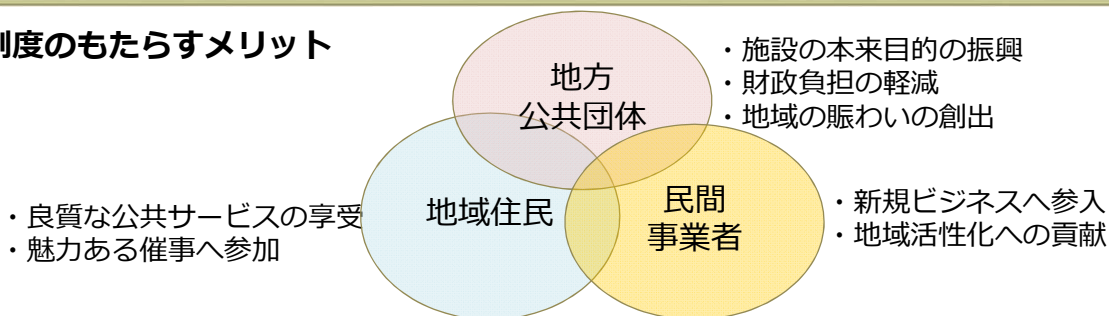
○公共施設等運営権制度の目指す姿

- ・民間事業者を高水準の公的サービスを提供する「**ビジネスパートナー**」と位置づけ
- ・長期的な運営で**施設の本来機能の向上**に加え、民間の創意工夫により**新たな価値を創造**

○制度の特徴

- ・施設の所有権は公共にある等、**公共による一定の関与と責任は確保**
- ・**みなし物権**である公共施設等運営権を担保に**抵当権を設定**できるため**資金調達が円滑**
- ・**料金収入を民間事業者の収入とする仕組み**
- ・具体的な事業内容については地域の実情等に応じた**柔軟な対応が可能**

○制度のもたらすメリット



○事業導入の生み出す相乗効果

(本来公共部門が必要とする事業)

- ・魅力ある企画内容や営業活動により、**来館者数の増加**
- ・日時によって利用目的を区切る等で、**稼働率の向上**

相互に関連

(本体事業に付帯する事業)

- ・スポーツ教室、文化教室、科学教室等の開催
 - ・コンサートやパーティ等の多目的利用
 - ・本体事業も含めた集客性の高い賑わい施設への転向
 - ・看板設置による広告収入
- 等による**新たな収入源の確保**

○柔軟な事業スキーム

- ・「独立採算型」の他、公共側が一部費用負担する「混合型」も可能。
- ・運營業務と維持管理業務を一体に行う他、契約を切り分ける「分離一体型」も可能。
- ・運営権対価の一括払いの他、分割払い、対価なしも可能。

→ **地域の実情や施設の状況に応じ、柔軟な形態を採ることができる。**

○現行制度にはないメリット

- ・数十年の長期契約が前提
- ・民間事業者の裁量が大きく、創意工夫を活かした投資が可能

→ **✓事業範囲の拡大** ✓施設を中核として周辺地域の開発も含め、**地域全体の魅力向上**
✓投資回収の期間も長期にわたるため、最適な更新投資マネジメントによる経営が可能

上記の制度のメリットを十分に活かすためには、以下の観点が必要

2. 公共施設等運営権制度の成果を高めるために具体的な論点

(1) 目的の明確化

①施設本来の設置目的の明確化 → ②事業導入の主眼の明確化 (施設の維持費の捻出や地域経済の活性化等)

(2) 多面的なコンセッション事業導入の判断基準

(3) 民間事業者へのインセンティブ

- ・創意工夫を引き出す仕組み作り
- ・収益とリスクのフェアな官民分担
- ・徹底的な情報開示
- ・複合的な運営の検討

(4) 専門的人材の継続的な確保

(5) 早期の地方公共団体等の関係者の理解

(6) 指定管理者制度と公共施設等運営権制度との二重適用について

→ 今後地方公共団体で、具体的な検討が進むことを期待。

3. コンセッション事業の導入可能性が高い施設例

- ・新規施設整備や大規模改修を行う施設
 - ・一定の利用者数の見込まれる利便性の高い施設
 - ・都市部で周辺施設も包含した複合的な運営が可能な施設
 - ・スタジアム・アリーナ等、多くの観客席を有する施設
- 等

第3章 国による推進方策

上記の施設を中心に論点を踏まえ、官と民が協働し実情に応じた柔軟な事業作りを行えるよう、国は以下の推進方策を実施。

- ・地方公共団体における先導的事业への支援
- ・地域プラットフォーム等を活用した普及啓発
- ・事業導入に当たっての手引き(解説書)の作成による技術的な支援
- ・関係省庁との連携(指定管理者制度との関係の整理等)
- ・民間資金等活用事業推進機構の活用促進

< 概要 >

「PPP/PFI推進アクションプラン」に記載された目標等を踏まえ、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）の案件形成を図るため、**地方公共団体等と連携・協力して、コンセッション事業導入の検討段階における「事業の発案」や「具体化の検討」**を行うとともに、その具体的な**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。

文教施設におけるコンセッション事業の具体的な案件形成に向けた取組

- 「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」（主査：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）において、文教施設におけるコンセッション事業について、活用のメリットや導入に当たった論点等を整理（平成28年8月 中間まとめ公表）
- コンセッション事業を円滑かつ効果的に導入するための実務的な手引き（解説書）を作成（平成29年度上半期）

中間まとめにおける論点整理等を踏まえ、先導的開発事業において具体的な検討を実施

先導的開発事業の実施（平成29年度～）

コンセッション事業導入のプロセス



事業の内容

地方公共団体等におけるコンセッション事業の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、**導入可能な施設の抽出・選定など「事業の発案」**や、**事業スキームの開発など「具体化の検討」**を実施

1. 事業の発案

（具体的な検討例）

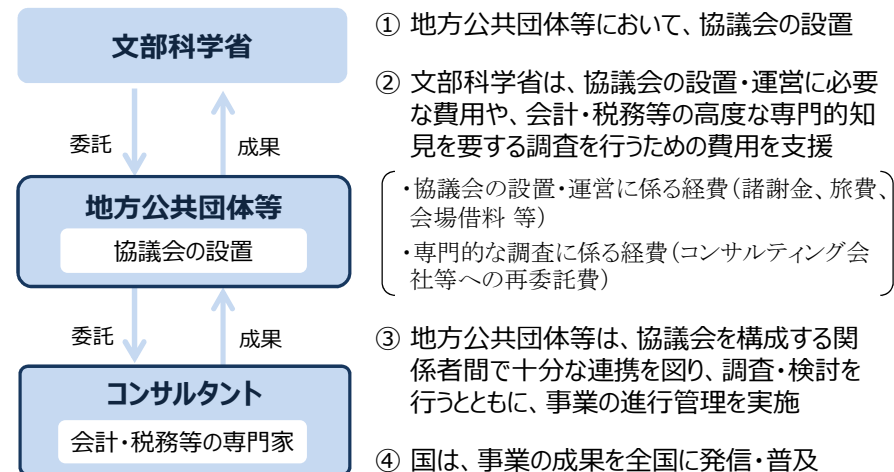
- ・ 導入可能な施設の抽出・選定（目的の明確化、導入効果の検討等）
- ・ 導入の判断基準（地域活性化を考慮したVFM算定方法の検討等）
- ・ 民間事業者へのインセンティブ（創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等） など

2. 具体化の検討

（具体的な検討例）

- ・ 事業スキームの開発（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令上・会計税務上の課題整理等）
- ・ 民間事業者の意向調査（専門的人材の確保の検討等） など

事業の仕組み



- ① 地方公共団体等において、協議会の設置
- ② 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援
 - ・協議会の設置・運営に係る経費（諸謝金、旅費、会場借料等）
 - ・専門的な調査に係る経費（コンサルティング会社等への再委託費）
- ③ 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を行うとともに、事業の進行管理を実施
- ④ 国は、事業の成果を全国に発信・普及

< 実施体制イメージ >

文教施設の検討事例

(仮称)大阪新美術館 (大阪市所管)

■概要

大阪市中之島エリアに「(仮称)大阪新美術館」を新設予定。

■現在の状況

内閣府「平成28年度 高度専門家による課題検討支援」の支援対象に決定。(平成28年7月)

- ・ これまで実績のない美術館運営へのコンセッション方式導入の有効性の検証
- ・ 既存施設(美術館・博物館)との効果的な連携のあり方についての検討等の課題解決を進めている。

■想定スケジュール 平成33年度 開館



奈良少年刑務所赤れんが建造物 (法務省所管)

■概要

コンセッション方式を導入し、重要文化財である建造物を観光資源として有効活用(ホテル、賑わい施設のほか、監獄の近代化に関する歴史的史料を展示する博物館等の広報施設など。)を図ることを検討中。

■現在の状況

10月21日に重要文化財の指定答申(平成29年1月頃 指定予定)。

■想定スケジュール

平成28年11月 実施方針公表
平成29年 4月 事業者選定
平成31年10月 開館



建築年度：明治41年(煉瓦造)